

車体広告に関する手引

—車両等に屋外広告物等を表示する場合は、許可が必要です。—

令和5年1月改訂

京 都 市

（都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課）

車体広告の規制について

京都市では、「京都市屋外広告物等に関する条例」（以下「条例」といいます。）により、自動車、電車など一定範囲の車両について、車体を利用して広告物（車体広告）を表示する場合は、建築物等に表示する屋外広告物等と同様に、市長の許可が必要です。

規制の概要を以下で説明します。

1 規制の対象となる車両は？

- (1) 鉄道車両、路面電車等で、その路線が京都市内にあるもの
- (2) 路線バス、定期観光バス、高速バス等（道路運送車両法上の一般乗合旅客自動車）で、その路線が京都市内にあるもの
- (3) 貨物トラック、商用車、貸切バス、タクシー、一般自家用車等（(2)の一般乗合旅客自動車以外の自動車）については、その使用の本拠の位置が京都市内にあるもの

2 許可を受けなければならない場合は？

1に掲げる電車、自動車等に表示する広告物の合計面積が3.7㎡を超える場合に許可申請が必要です。

※ 以下のような広告物は合計面積が3.7㎡を超えても許可不要です。

ただし、許可不要の場合も、必ず事前に御相談ください。

- (1) 法律の規定により表示することが当然に予定されている広告物、国、地方公共団体等が公共の目的のために表示する広告物、祭礼又は慣習的行事のために表示する広告物
- (2) 自己の事業の名称、商号、事業内容、取り扱う商品及び提供する役務を表示する広告物（自家用広告物）
- (3) 公共交通機関が当該事業者の識別及び運行管理のために表示する広告物
- (4) 政治活動、宗教活動等（非営利活動に限る。）のために表示する広告物で許可基準に適合しているもの。

3 許可の基準は？

許可基準には次のとおり、面積のほか、位置及び形態、意匠に関する基準があります。

(1) 面積に関する基準

ア 広告物1個当たりの面積が15㎡以下であること

イ 1車両に表示する広告物の合計面積が15㎡以下であること

(2) 位置及び形態に関する基準

ア 都市景観に悪影響を及ぼさないこと

イ 窓（ガラス面）に表示しないこと

ウ 路線バスなどの一般乗合旅客自動車については車両の前面に表示しないこと

エ 車両各側面の広告物の数が2以下であること

オ 1車両に表示する広告物の数が5以下であること

カ 照明付きのものでないこと

(3) 意匠に関する基準

ア けばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと

イ 可変表示式でないこと

ウ 蛍光、反射材等を使用しないこと

エ 路線バスなどの一般乗合旅客自動車については、事業者固有の車体色及びデザインと不調和な意匠でないこと

4 車体広告の特例許可について

「3 許可基準」のうち、(1) 面積に関する基準を超える大きな面積（15㎡超）の広告物については、一定の条件を満たせば、特例的に許可することができます。

※ 特例許可を受けるには・・・

- (1) 広告物の意匠が特に優れており、京都の落ち着いた歴史的景観を害さないものであることを要します。

これは、具体的には、別に定める「京都市屋外広告物等に関する条例に基づく車体広告の特例許可に関するガイドライン」（8ページ以下）に準拠した意匠であるということが必要条件となります。

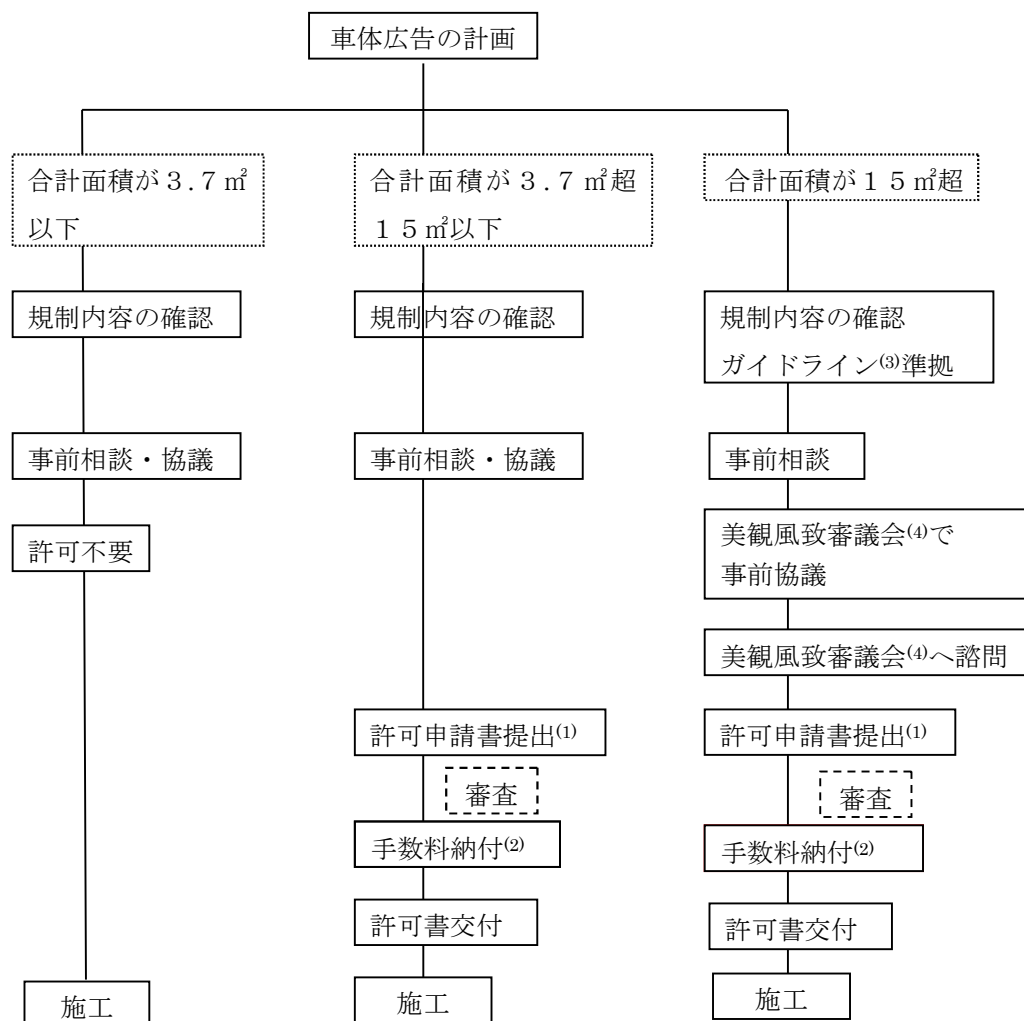
なお、特例許可の場合も、「3 許可基準」のうち、(2) 位置及び形態に関する基準及び(3) 意匠に関する基準を満たす必要があります。

- (2) 特例許可が可能な意匠であるかどうかの判断は、有識者で構成される「京都市美観風致審議会（広告物専門小委員会）」に諮問を行い、その結果を基に京都市において行います。

- (3) 特例許可を受けた車両の総数が当該事業者の保有車両の10%程度までであることを要します。

車体広告の許可申請について

車体広告の許可に係る申請手続は以下の要領で行ってください。



※ 注

- (1) 許可申請書の記入要領及び必要となる添付書類については、4 ページ以下を御覧ください。
- (2) 手数料金額は、広告物 1 個につき、5 m² までごとに 2、6 0 0 円です。（特例許可の場合も同様です。）
- (3) 特例許可に関するガイドラインについては、8 ページ以下を御覧ください。
- (4) 美観風致審議会での審議は、「事前協議」と「諮問」の計 2 回（協議内容により 3 回以上）必要です。美観風致審議会の開催は不定期ですが、2、3 ～ 数箇月に 1 回程度開催しています。審議会に事前協議・諮問するためには、意匠の事前相談や資料の作成に時間を要しますので、早めに御相談ください。

(車体広告用)

屋外広告物許可申請書

年 月 日

(あて先)京 都 市 長

①

(申請者)

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒
氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)	
電話番号	

京都市屋外広告物等に関する条例第34条の4 ☐第1項 ☐第2項 の規定により屋外広告物の表示等の許可を申請します。

1 屋外広告物又は掲出物件の表示又は設置場所、種類、規模、形態、意匠等
別紙個票及び添付図書のとおり

2 表示又は設置期間
年 月 日 から 年 月 日 まで

3 管理者

②

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒
氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)	
電 話 番 号	

4 施工業者

③

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	〒
氏名(法人にあつては、名称及び代表者名)	
電 話 番 号	
京 都 市 登 録 番 号	京都市屋外広告業登録第 号

注1 太ワク内について記入してください。
2 例示のある項目についてはレ印を記入してください。
3 添付図書は正・副2通作成してください。

公用欄(以下記入しないでください。)

備考

車体広告 台の許可申請

☐ 一般

☐ 特例

☐ 新規

☐ 変更

☐ 更新

手数料金額	受付番号	受付年月日
納入確認	許可番号	許可年月日
入力確認	決裁	係 員 係 長 課 長 部 長

個 票

④

⑤

個票番号	
営業所等	
手数料合計	

1 申請車両の使用の本拠の位置

⑥

区

2 申請車両の走行路線

⑦

～

3 申請車両の車両番号等

⑧

--

4 申請車両の種類

⑨

☐ 一般乗合旅客自動車 (☐ 京都市交通局 ☐ 京阪京都交通 ☐ 京阪バス ☐ 京都バス ☐ その他()) ☐ 一般貸切旅客自動車 ☐ 一般乗用旅客自動車 ☐ 貨物自動車 ☐ 鉄道事業の用に供する車両 (☐ 叡山電鉄 ☐ 近畿日本鉄道 ☐ 京阪電気鉄道 ☐ その他()) ☐ 軌道事業の用に供する車両 ☐ その他の車両
--

5 車両等に表示する屋外広告物

⑩

番号	面積	手数料	備考
1	m ²		
2	m ²		
3	m ²		
4	m ²		
5	m ²		
合計	m ²		

6 特例許可に関する許可台数について (☐ 1車両当たり15m²超の場合のみ)

⑪

特例許可台数(A)	事業者保有台数(B)	特例許可率(A/B)
台	台	%

(備考)

許可申請書記入上の注意事項

- ① 申請者：通常、当該車両を運行する事業者又は広告主です。
- ② 管理者：通常、当該車両を運行する事業者又は施工後も引き続き広告物の管理を行う施工業者等です。（管理者としての資格等は不要です。）
- ③ 施工業者：条例による京都市の登録業者でなければなりません。登録がない場合は、別途、屋外広告業の登録をしていただく必要があります。（この登録には、屋外広告士の資格又は都道府県、指定都市等で開催される屋外広告物講習会修了者であること等の資格が必要です。）
- ④ 個票番号：許可申請する車両等が複数ある場合に記入してください。
- ⑤ 営業所等名称：許可申請する車両等が複数の営業所に分かれて所属している場合に記入してください。
- ⑥ 使用の本拠の位置：当該車両が所属する営業所、支店等又は車両登録上の使用の本拠を記入してください。
- ⑦ 走行路線：当該車両が一定の路線上を走行する場合のみ記入してください。記入に代えて路線図等を添付していただいても結構です。
- ⑧ 車両番号：自動車については、当該車両の登録ナンバーを記入してください。自動車以外の車両等（電車等）については、運行事業者で使用している管理識別番号等を記入してください。
- ⑨ 申請車両の種類：該当する車種及び運行事業者欄にチェックしてください。
- ※ 一般乗合旅客自動車・・・路線バス、定期観光バス、高速バス等
一般貸切旅客自動車・・・貸切の観光バス等
一般乗用旅客自動車・・・タクシー、ハイヤー等
貨物自動車・・・貨物トラック等
- ⑩ 面積：添付書類の車体外観図等に広告物の表示位置及び寸法を記入したうえで、各広告物の面積を計算し、その面積をそれぞれ記入してください。
- ⑪ 特例許可の場合は口欄にチェックし、次の項目を記入してください。
- 特例許可台数：当該事業者が保有する車両のうち、既に特例許可を受けている台数を記入してください。
- 事業者保有台数：営業所、支店等ごとではなく、当該事業者の保有する、申請車両と同一用途の車両総数を記入してください。
- 特例許可率：特例許可台数／事業者保有台数を計算して記入してください。

申請書に添付する必要書類等

許可申請書には、以下の書類を添付してください。

1 車体外観図

縮尺が50分の1以上のものに限ります。

車体外観図に代えて、広告物を表示する車両の現況写真を提出いただいても結構です。

2 広告物の表示位置及び規模（面積）を示す図面

車体外観図に位置、寸法等を記入していただいても結構です。

寸法は、原則として外接する長方形の面積として算定します。広告物の縦、横の寸法を記入してください。

3 広告物の意匠図

できる限り実際の色に忠実なものを作成し、色見本を添付してマンセル値を表示してください。

4 自己点検報告書（車体広告用）

更新の許可を受ける場合（3年間の許可期間満了後も引き続き広告物を表示する場合）に提出してください。

京都市屋外広告物等に関する条例に基づく 車体広告の特例許可に関するガイドライン

1 本ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、優れたデザインの車体広告を誘導する観点から、車体広告に関する特例許可を受けようとする事業者等に対し、広告デザインについて一定の指針を示すとともに、特例許可に関する審査に際しての指針とするものである。

特例許可の対象となる車体広告は、意匠が優れているというだけでなく、京都らしいイメージが感じられるものであることが望ましい。したがって、広告意匠の作成や許可の審査に当たっては、歴史ある京都の都市景観との調和を図るとともに、伝統的産業と時代の先端を開く産業を共に擁する本市商工業の活性化に寄与するにふさわしいものとなるよう留意しなければならない。

なお、「優れたデザインの広告」とは、広告における種々の要素の有機的結合により表現されるものであり、このガイドラインに示される諸項目の検討に尽くされるものではない。したがって、デザインの良否については、本ガイドラインが示す事項の形式的充足の有無にのみ着目するのではなく、全体的見地からの検討が必要である。

2 特例許可に関する許可台数について

許可の面積基準を超える大面積の広告は、走行台数が無制限に増えると都市の景観に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、特例許可に当たっては、これを受けようとする車両の属する事業所等が保有する事業用車両の概ね 10 パーセントまでの台数を許可の目安とする。

3 特例許可に関する車体広告のデザイン等について

(1) 広告の地色に用いる色彩

一般に広告は地色部分と表示部分から構成される。このうち、広告の地色部分については、派手な色彩を用いると全体がけばけばしい印象になり、京都の落ち着いた景観と調和しないおそれがある。

ア 地色に用いてはならない色

- ① 極端な原色で周囲の景観と調和せず、見る者に不快な印象を与えるもの
- ② 車両の尾灯、方向指示灯等と紛らわしい色で車両及び歩行者の通行の安全上好ましくないもの
- ③ 広告の表示が禁止されている部分の車体色と著しく不調和なもの

イ 地色として望まれる色

自然景観に見られる色彩の彩度（マンセル表色系）は6を超えないといわれており、広告の地色に用いる色は、概ね彩度8までの範囲のものを使用することが望ましい。ただし、この範囲内のものであっても、明度が著しく低く、全体が暗い印象となるものは使用を避ける。

ウ 地色に使用する色数

地色に多くの色数を使用することで全体が雑然とした印象になることを避ける。

特に、比較的高彩度の地色を複数使用する場合は、色と色の間に中間色を配し又は近似する色相同士の色を用いる等の工夫により強烈な印象になることを避けることが望ましい。

(2) 広告に用いる文字

ア 字数

文字情報は、過多又は過密とならないよう必要最小限の情報にとどめる。

イ 表示位置

車窓上部に文字情報を表示しない。

(3) デザイン・レイアウト

ア 地色部分のデザイン

地色の全面に幾何学模様等を施す等のデザインにより過度の装飾となることを避ける。

イ 地色と表示部分とのバランス

地色部分の面積に占める表示部分が過大とならないよう、両者のバランスに留意する。

(4) 広告の内容

以下に該当する内容の広告は望ましくない。

ア 性や暴力を意識させるもの

イ 青少年の健全育成の観点から好ましくない業態及び商品

ウ 身体の一部等を殊更に強調し、生理的不快感を与えるもの

エ 違法又は反社会的な業態及び商品に関するもの

(5) 路線バスの広告表示位置

路線バスについては、会社識別性の確保の観点から、以下の事項に留意する。

ア 車体左側面の前部扉部分に広告を表示しない。

イ 車体左側面の乗車口付近及び後面の視認されやすい位置に会社名を明示する。

京都市屋外広告物等に関する条例（抄）

第5章の2 車両等に表示する屋外広告物及び掲出物件に関する制限

（定義）

第34条の2 この章において「車両等」とは、次の各号に掲げるもの（特定の建築物等の敷地内においてのみ移動する物を除く。）をいう。

- (1) 軌道法による軌道事業の用に供する車両
- (2) 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車にあっては、その使用の本拠の位置が本市の区域内にあるものに限る。）
- (3) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車両
- (4) 鉄道事業法第2条第5項に規定する索道事業の用に供する搬器

（屋外広告物の表示等の許可）

第34条の3 本市の区域内において、車両等に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる屋外広告物及びその掲出物件については、この限りでない。

- (1) 第6条第2項第1号から第3号までに掲げる屋外広告物
- (2) 自己の車両等において、次に掲げるものを表示する屋外広告物
 - ア 自己の氏名、名称又は商号
 - イ 自己の事業の内容、取り扱う商品又は提供する役務
- (3) 車両等のうち、前条第1号、第3号及び第4号に掲げるもの並びに道路運送法第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車に表示する次に掲げる屋外広告物
 - ア 簡単な図形の結合のみからなる意匠を有する屋外広告物で、事業者を識別するため、その事業の用に供する複数の車両等に共通して表示するもの

イ 車両等の行き先及び運行の経路その他当該車両等の利用に関する事項を案内するために表示するもの

(4) 団体（営利を目的とするものを除く。）又は個人が政治活動、労働組合活動、人権擁護活動、宗教活動その他の活動（営利を目的とするものを除く。）のために表示する屋外広告物で、第34条の5第1項各号に掲げる基準に適合しているもの

(5) 前各号に掲げる屋外広告物以外の屋外広告物で、1の車両等に存する当該屋外広告物の面積の合計が3.7平方メートルを超えないもの

2 本市の区域内において、車両等に表示する屋外広告物又は車両等に設置する掲出物件の規模、形態又は意匠の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該変更後の屋外広告物又は掲出物件が前項各号のいずれかに該当する場合については、この限りでない。

3 第1項の規定による許可の有効期間は、3年を超えない範囲内において別に定める。

4 前項の有効期間の満了後引き続き車両等に屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置し続けようとする者は、更新の許可を受けなければならない。

5 第3項の規定は、前項の許可について準用する。

6 第4項の規定による許可の申請があった場合において、第3項（前項において準用する場合を含む。）の有効期間の満了の日までにその申請に対する許可又は不許可の処分がなされないときは、従前の許可は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

7 前項の場合において、第4項の規定による許可がなされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

8 市長は、都市の景観を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第1項、第2項又は第4項の規定による許可に条件を付することができる。

（許可申請の手続）

第34条の4 前条第1項又は第4項の規定による許可を受けようとする者は、第10条第1項第1号から第4号までに掲げる事項その他別に定める事項を記載した申請

書に別に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定による許可を受けようとする者は、第10条第1項第1号及び第2号に掲げる事項その他別に定める事項を記載した申請書に別に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可の基準)

第34条の5 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る屋外広告物又は掲出物件(同条第2項の規定による申請にあっては、当該申請に係る変更後の屋外広告物又は掲出物件)が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、第34条の3第1項、第2項又は第4項の規定による許可をしなければならない。

- (1) 第4条の規定に違反していないこと。
- (2) 位置及び形態が都市の景観に悪影響を及ぼさないこと。
- (3) 面積が15平方メートル以下であること。ただし、意匠が特に優れていると認められる屋外広告物又は掲出物件については、この限りでない。
- (4) 意匠がけばけばしい色彩又は過度の装飾でないこと。
- (5) 1の車両等に存する屋外広告物(第34条の3第1項第1号から第3号までに掲げる屋外広告物を除く。)及び掲出物件(屋外広告物を表示していないものに限る。)の面積の合計が15平方メートル以下であること。ただし、当該屋外広告物及び掲出物件が第3号ただし書の規定の適用を受けるもののみであるときは、この限りでない。
- (6) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。

2 前項第2号及び第4号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目は、審議会の意見を聴いて、別に定める。

3 市長は、第1項第3号ただし書の規定を適用して第34条の3第1項、第2項又は第4項の規定による許可(別に定める変更に係る同項の規定による許可を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(準用)

第34条の6 第12条から第14条までの規定は、第34条の3第1項、第2項又は第4項の規定による許可を受けた者について準用する。この場合において、第12

条中「第9条第1項又は第3項」とあるのは「第34条の3第1項又は第2項」と、第13条第1項から第3項までの規定中「第9条第1項又は第5項」とあるのは「第34条の3第1項又は第4項」と読み替えるものとする。(努力義務)

第34条の7 本市の区域内において、第34条の3第1項又は第2項の規定による許可を要しない車両等に係る屋外広告物(同条第1項第4号に掲げる屋外広告物を除く。以下この条において同じ。)の表示、掲出物件(同号に掲げる屋外広告物の掲出物件を除く。以下この条において同じ。)の設置又は屋外広告物若しくは掲出物件の規模、形態若しくは意匠の変更をしようとする者は、当該行為に係る屋外広告物又は掲出物件を第34条の5第1項各号に掲げる基準に適合させるよう努めなければならない。

関連条文

第4条 何人も、次の各号に掲げる屋外広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 汚損、退色、はく離又は破損により都市の景観に著しい悪影響を及ぼすもの
- (2) 破損、落下、倒壊等により公衆に危害を及ぼすおそれがあるもの

第6条 何人も、次の各号に掲げる地域又は場所において、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

((1)～(8)号略)

2 前項の規定は、次の各号に掲げる屋外広告物及びその掲出物件については適用しない

- (1) 法定屋外広告物
- (2) 国若しくは地方公共団体の機関又は別に定める公共的団体が公共の目的のために表示する屋外広告物及び国又は地方公共団体の機関の指導に基づき表示する屋外広告物でその表示の公益性が高いもののうち市長が指定するもの
- (3) 工事、祭礼又は慣例的行事のために表示する屋外広告物で、表示する期間をその物に明記するもの(当該期間内にあるものに限る。)

((4)号以下略)

第10条 前条第1項又は第5項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に別に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 屋外広告物又は掲出物件の種類
- (2) 屋外広告物又は掲出物件の位置、規模、形態及び意匠
- (3) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する期間
- (4) 屋外広告物又は掲出物件を管理する者（以下「管理者」という。）の氏名 及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

（(5)号以下略）

第13条 第9条第1項又は第5項の規定による許可を受けて、屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置している者（以下「表示者等」という。）及び管理者は、当該屋外広告物又は掲出物件を常に良好な状態に保つよう維持管理しなければならない。

2 表示者等は、第9条第1項又は第5項の規定による許可に係る屋外広告物又は掲出物件を除却したときは、当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所又は箇所（道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見えないものを除く。）を原状に回復しなければならない。

3 表示者等は、第9条第1項又は第5項の規定による許可が取り消されたときは、直ちに当該許可に係る屋外広告物又は掲出物件を除却するとともに、当該屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置していた場所又は箇所（道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地から見えないものを除く。）を原状に回復しなければならない。

4 前2項に規定する除却を行った場合、表示者等は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第14条 表示者等に変更があったときは、新たに表示者等となった者は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 管理者に変更があったときは、表示者は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則（抄）

第6章 車両等に表示する屋外広告物及び掲出物件
（許可を要しない軽微な変更）

第33条 条例第34条の3第2項本文に規定する別に定

める軽微な変更は、再塗装、フィルムの張り替え、取付金具の更新その他これらに類する修理又は修繕とする。

（許可の有効期間）

第34条 条例第34条の3第3項に規定する許可の有効期間は、3年とする。

（許可の申請等）

第35条 条例第34条の4第1項及び第2項に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する車両等（条例第34条の2に規定する車両等をいう。以下同じ。）を他の車両等と識別するための番号、文字又は記号

(2) 屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置する次に掲げる車両等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
ア 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車を除く。）その使用の本拠の位置

イ アの自動車以外の車両等 当該車両等が走行する路線（本市の区域内に限る。）

2 条例第34条の4第1項に規定する別に定める図書（条例34条の3第1項の規定による許可に係るものに限る。）は、次に掲げるものとする。

(1) 屋外広告物又は掲出物件が定着する車両等の外観図（縮尺が50分の1以上のものに限る。）

(2) 屋外広告物又は掲出物件の設計図（着色されているもの又は色見本が付いているものに限る。）

3 条例第34条第1項に規定する別に定める図書（条例第34条の3第4項の規定による更新の許可に係るものに限る。）は、当該更新の許可に係る屋外広告物又は掲出物件の現況を示すカラー写真とする。

4 条例第34条の4第2項に規定する別に定める図書は、屋外広告物又は掲出物件の規模、形態又は意匠の変更の内容を明示した図書とする。

5 市長は、条例第34条の4の規定による許可の申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書を申請者に交付する。

（許可基準の技術的細目）

第36条 条例第34条の5第2項に規定する技術的細目

は、別表第4に掲げるとおりとする。

第36条の2 条例第34条の5第3項に規定する別に定める変更は、名称、所在地、連絡先その他これらに類す

る事項に係る文字又は記号の変更で、変更後の文字又は記号の位置、規模、形態及び色彩が変更前のものとほぼ同一であると認められるものとする。

別表第4（第36条関係）

条例第34条の5第1項第2号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目	(1) 車両等の窓に表示し、又は設置しないこと。 (2) 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件にあつては、当該自動車の前面に表示し、又は設置しないこと。 (3) 車両等の上面、前面、後面、左側面又は右側面に存する屋外広告物（条例第34条の3第1項第1号から第3号までに掲げる屋外広告物を除く。）及び掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の数がそれぞれ2以下であること。 (4) 1の車両等に存する屋外広告物（条例第34条の3第1項第1号から第3号までに掲げる屋外広告物を除く。）及び掲出物件（屋外広告物を表示していないものに限る。）の数が5以下であること。 (5) 照明付きのものでないこと。
条例第34条の5第1項第4号に掲げる基準の適用に関し必要な技術的細目	(1) 蛍光その他の光を発し、又は光を反射する塗料その他の材料を使用しないこと。 (2) 車両等に表示し、又は設置する屋外広告物又は掲出物件が、当該車両等に表示し、又は設置する条例第34条の3第1項第3号アに規定する屋外広告物及びその掲出物件と著しく不調和でないこと。

この手引に関するお問い合わせは

〒604－8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所分庁舎2階

京都市都市計画局都市景観部広告景観づくり推進課
(広告物審査担当)

TEL 075－222－4137

メールアドレス okugai@city.kyoto.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000099803.html>